

# 弥富市ささえあいセンターのご紹介

ささえあいセンターとは、生活の援助を受けたい人(利用会員)に対して、生活の援助ができる人(協力会員)が、介護保険サービスや障がい者福祉サービスでは、できないことをお手伝いする、助け合いの組織です。

主な活動内容は、買い物支援や家事援助、病院の付き添い、ゴミ出しなどを行っています。

## 利用できる人(利用会員)

市内在住で、下記のいずれかに該当する人

- ① 要介護認定を申請中または認定を受けた人、介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ② 各種障がい者手帳などの所持者および申請中の人
- ③ 弥富市子育て世代包括支援センターが支援を必要と認めた人

## 協力できる人(協力会員)

20歳以上でボランティアに興味がある人・積極的に活動を行うことができる人。ただし、ささえあいセンターで実施する研修を受講していただきます(一定の資格を持つ人は除く)。研修は必要に応じて随時行います。

## サービスを開始する手順

利用したい人、協力できる人はささえあいセンターの会員登録が必要です。コーディネーターが利用会員の困り事を聞いた後に、協力会員を手配してサービスを開始します。

## 利用料

利用料は以下のとおりです。

活動日	活動時間帯	利用料(1時間あたり)
平日(月～金曜日)	8:00～17:00	700円
	上記以外の時間(協力会員対応可能時間)	800円
土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(協力会員対応可能時間)		800円
ゴミ出し援助サービス		100円(1回あたり)

※活動時間が30分以内の場合は、上記に定める半額となります。

※協力会員には、利用料と同額の活動料が支払われます。

※口座振替の場合、振替手数料は利用会員負担となります。

申・問 弥富市ささえあいセンター(総合福祉センター内)

☎43-4165(直通)

受付時間：月～金曜日(土・日曜日、祝日・年末年始除く)  
午前8時30分～午後5時

# 介護に関する入門的研修の受講者募集

介護に興味・関心があり勉強してみたい方や介護事業所で働いてみたい方を対象とした、基礎講座(半日)+入門講座(3日間)の演習を交えた入門的な研修を実施します。研修終了後は、あいち介護サポーターバンクに登録し、条件が合致した場合に介護事業所で就業いただくことも可能です。

## ▼とき

(基礎講座)令和4年1月12日(水)午後1時30分～4時30分

(入門講座)令和4年1月19日(水)、26日(水)、2月2日(水)午前9時30分～午後4時30分

※いずれかの講座のみ受講も可。

## ▼ところ

津島市文化会館(津島市藤浪町3丁目89-10)

## ▼対象者

県内在住で介護に関心のある高校生以上の方

## ▼申込方法

市役所設置のチラシまたはあいち介護サポーターバンク運営事務局ホームページ参照

申・問 あいち介護サポーターバンク運営事務局

☎(0800)200-4415 平日午前9時～午後5時45分

🌐https://aichi-kaigo.dg-1.jp/

# 令和3年度 弥富市結婚新生活支援補助金(追加分)

弥富で結婚し新生活を始める方へ、新生活のスタートを後押しします!

11月1日から  
申請受付再開  
いたします。



市では、結婚に際して新居となる住宅の購入費や賃料、引越などにかかった費用について、1世帯当たり **30万円を上限** として補助金を交付します。



## 対象となる世帯※全てを満たす新婚世帯

- ① 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- ② 婚姻を機に弥富市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。(申請時点で夫婦とも弥富市に住んでいること)
- ③ 夫婦の年間所得合計(令和2年1月1日～令和2年12月31日分)が400万円未満であること。(※1、※2、※3)  
※1 夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については所得なしとして、夫婦の所得を算出します。  
※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。  
※3 「夫婦の所得400万円未満」を年収に換算すると、約540万円未満に相当
- ④ 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ⑤ 夫婦の双方または一方が過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱および結婚新生活支援事業実施要領に基づいた補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑥ 市税を滞納していないこと。

## 対象となる経費

令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に支払った、次の①～③の費用が対象となります。

- ① 婚姻を機に、弥富市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の建物購入費用  
※ 土地代・増改築費・リフォーム費・住宅ローン手数料などを除く
- ② 婚姻を機に、弥富市内で新たに新居となる住宅を賃借した場合の費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)  
※ 勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
- ③ 婚姻を機に、弥富市内の新居へ引っ越すために荷物の移動・運送に要した費用(引越業者または運送業者へ支払った実費)  
※ 不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼むなどして引っ越した場合にかかった費用・家具家電購入などは除く



## 申請期間(追加分)

11月1日(月)～令和4年2月28日(月) ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

## 申請に必要な書類

申請書類に不備などがある場合には受理できませんので、事前にご相談ください。

《共通書類》★印・・・弥富市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

### ◎共通書類

補助金交付申請書
婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本★
夫婦2人分の所得証明書(令和2年1月1日～令和2年12月31日分)★
夫婦2人分の滞納なし証明書★
貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類(奨学金返済証明書の写し、返済額が確認できる通帳の写し)(奨学金を返済している人のみ)
離職票、退職証明書(申請時において無職であり、所得がない場合)

《申請内容によって必要な書類》 原本をお持ちください。確認時にコピーを取ります。

### ◎住居を取得した場合

売買契約書、工事請負契約書、建物に係る代金がかかるもの
取得費用を支払ったことが分かるもの(領収書や口座引き落としの場合は通帳など)
ローンの場合は、住宅ローンに関する契約書(金銭消費貸借契約書)

### ◎住居を賃貸借した場合

賃貸借契約書
家賃などを支払ったことが分かるもの(領収書や口座引き落としの場合は通帳など)
住宅手当支給証明書(勤務先から住宅手当が支給されている場合のみ)

### ◎引越し費用の場合

引越費用が分かる領収書
-------------

申・問 市役所市民協働課(内線432)